令和７年度　古平町地域おこし協力隊受入団体等　募集要項

１．事業の目的と概要

　　地域の課題解決や活性化を図るため、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成２１年総行応第３８号）に基づき、古平町地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）と民間企業等が協働することで、将来的な隊員の定住・定着と民間活力の活用による事業の創出を目指すことを目的とし、この目的を達成するため、隊員と協働して公益性を有する地域協力活動等を行う民間企業等（以下「受入団体等」という。）を募集します。

２．募集要件

次の要件を全て満たすこととします。

　⑴　町内に店舗又は事業所を有している法人又は団体若しくは隊員の着任日までに町内

に店舗又は事業所を有することを確約できる法人又は団体で、町民税の申告義務があ

り町税を滞納していないこと。

⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号) 第

２条に規定する営業を行う事業者でないこと。

⑶　特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行って

いる事業者でないこと 。

⑷　役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成３年法律第

７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員 (同条第６号に規定する暴

力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

３．契約に関する事項

⑴　隊員の取扱

　①　町は「古平町地域おこし協力隊」として委嘱します。

②　受入団体等は、隊員と雇用契約を締結し、受入団体等の従業員として地域協力活動に従事します。

　③　受入隊員数は、原則２名とします。ただし、事業内容により町長が必要と認めた場合は、この限りではありません。

⑵　事業内容

別紙「仕様書」のとおり

⑶　町との関係性

　　受入団体等と町は、委託契約を締結します。契約内容は協議の上、決定します。

４．応募方法

⑴　応募期間

　　　令和６年11月18日（月）から令和６年12月30日（月）まで

⑵　応募書類

　　　下記の書類（正本１部、副本５部）を応募期間内に郵送（必着）または持参してください。

　　①　古平町地域おこし協力隊員受入申込書（別記様式第１号）

②　応募要件に係る宣誓書（別記様式第２号）

　　③　活動事業等提案書（別記様式第３号）

　　④　定款、規約、会則又はこれらに類する書類

⑤　隊員の労働条件を示す書類

⑥　その他参考資料（任意、様式自由）

⑶　応募・問合せ先

　　　〒046-0192　北海道古平郡古平町大字浜町50番地

　　　企画課企画防災係　担当：山貝・山本

　　　TEL：0135-48-9836　FAX：0135-42-3583

　　　Mail：[kikaku.sct@town.furubira.lg.jp](mailto:kikaku.sct@town.furubira.lg.jp)

５．受入団体等の選定

⑴　選定方法

①　第１次選考：書類審査

　　応募書類を審査し、選考結果を応募者全員にメール及び文書で通知します。

②　第２次選考：個別面接

　　第１次選考の通過者を対象に、個別面接を実施します。

　　（オンライン又は古平町内で実施（交通費は自己負担））

　本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性・継続性などを総合的に公平かつ客観的に評価し、受入団体等を選定します。特に隊員の配置により地域の活性化にどう貢献するのかが重要なポイントとなります。

　⑵　欠格事由

　　　次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

　　①　他の応募者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。

　　②　受入団体等の選定終了までの間に、他の応募者に対して提案の内容を意図的に開示すること。

　　③　応募書類に虚偽があること。

　　④　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

　⑶　選定結果の通知

　　　選定結果は決定後速やかに、応募者に対して通知します。

６．その他

　⑴　提出いただいた書類は、返却いたしません。

⑵　提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とします。

　⑶　書類を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式自由）を提出してください。